

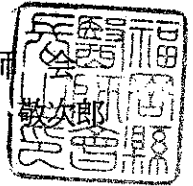


福岡医発第170号(保)
平成15年 4月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合規約の一部改正について

国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、福岡県歯科医師国民健康保険組合、福岡県医師国民健康保険組合並びに福岡県薬剤師国民健康保険組合の規約が一部改正となった旨、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正の内容は下記のとおりです。

記

1. 福岡県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

福岡県歯科医師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

○ 改正理由

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の被保険者)に課せられる介護納付金については、介護保険制度への納付額から国庫補助金額を介護保険料として人頭割保険料に含めて賦課しており、平成12年度の施行時から3年間月額1,800円を賦課してきた。

介護納付金については毎年増額されており、平成15年度予算編成に当り介護保険料を据置いた場合、介護保険納付額と介護保険料等介護保険関係収入額の較差が無視できぬ額となることから、介護保険料を引き上げるものである。

○ 改正内容

1. 「介護納付額賦課被保険者」に賦課する介護保険料月額1,800円を月額2,000円に引き上げたこと。(第18条)

○ 改正条文

新旧条文対照表による。

新旧条文対照表

改正条文	現行条文
第1条～第17条（現行条文省略） （保険料の賦課額） 第18条 組合員は、保険料として次による額と組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）一人につき2,000円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 但し、次の区分の（3）による納付額については、甲種組合員及び甲種組合員の世帯に属するものが他の場所で開設した病院（診療所）については、一事業所とみなし、事業所単位ごとにそれぞれ40万円を限度として算定した額とする。年間40万円を超えた額については、年度末において還付するものとする。 (1) 甲種組合員一人につき8,300円 乙種組合員一人につき8,300円 (2) 世帯に属するもの一人につき 6,300円 (3) 甲種組合員及び甲種組合員の世帯に属するものの属する病院（診療所）の当該年の1月から当該年の12月までの保険診療等報酬決定額を4月から翌年3月まで、それぞれ順次毎月5/1,000を乗じて得た額 ただし、甲種組合員で保険医療機関でない診療所の開設者及び管理者に対しては所得割保険料として前年の所得割保険料平均徴収額を賦課する。 第19条～第63条（現行条文省略） 附 則 （施行期日） 1. この規約は、平成15年4月1日から施行する。	第1条～第17条（現行条文省略） （保険料の賦課額） 第18条 組合員は、保険料として次による額と組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）一人につき1,800円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 但し、次の区分の（3）による納付額については、甲種組合員及び甲種組合員の世帯に属するものが他の場所で開設した病院（診療所）については、一事業所とみなし、事業所単位ごとにそれぞれ40万円を限度として算定した額とする。年間40万円を超えた額については、年度末において還付するものとする。 (1) 甲種組合員一人につき8,300円 乙種組合員一人につき8,300円 (2) 世帯に属するもの一人につき 6,300円 (3) 甲種組合員及び甲種組合員の世帯に属するものの属する病院（診療所）の当該年の1月から当該年の12月までの保険診療等報酬決定額を4月から翌年3月まで、それぞれ順次毎月5/1,000を乗じて得た額 ただし、甲種組合員で保険医療機関でない診療所の開設者及び管理者に対しては所得割保険料として前年の所得割保険料平均徴収額を賦課する。 第19条～第63条（現行条文省略）

2. 福岡県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

福岡県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

(一部負担金)

第13条第1号を「1. 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合は、次のとおりとする。ア 組合員は、10分の2とする。イ 組合員の世帯に属する者は、10分の3とする。」に改める。

第13条第2号を削り、以下の各号を順次繰り上げる。

第13条第2号から第4号までの規定中、「組合員の世帯に属する者で、」を削る。

(保険料の賦課額)

第20条中、「1, 900円」を「2, 000円」に、「23, 000円」を「20, 000円」に改める。

※改正理由

1. 健康保険法、国民健康保険法、老人保健法等が一部改正され平成14年10月1日から施行されたことに合わせ、組合内における世代間での給付と負担の公平を維持するために、また、平成15年度概算介護納付金に対する介護分保険料に不足が生じるので、本組合規約で関係する規定を改正する。

※附 則

1. この規約は、平成15年4月1日から施行する。
2. この規約による第13条の規定は、施行日以後の療養について適用し、施行日前の療養については、なお従前の例による。
3. この規約による第20条の規定は、施行日以後の保険料について適用し、施行日前の保険料については、なお従前の例による。

新旧条文対照表

改正条文	現行条文
(一部負担金) 第13条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合は、次のとおりとする。</u>	(一部負担金) 第13条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>組合員の場合は、10分の1とする。</u>

ア 組合員は、10分の2とする。

イ 組合員の世帯に属する者は、10分の3とする。

2. 3歳に達する日の属する月以前である場合は、10分の2とする。

3. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）は、10分の1とする。

4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2とする。

（保険料の賦課額）

第20条 甲種組合員は、保険料として、次の区分による額と、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下、「介護納付金賦課被保険者」という。）一人につき、2,000円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

1. 甲種組合員1人につき20,000円
2. 乙種組合員1人につき11,000円
3. その他の被保険者1人につき
7,000円

2. 組合員の世帯に属する者で、次号から第5号までに掲げる場合以外の場合
は、10分の3とする。

3. 組合員の世帯に属する者で、3歳に達する日の属する月以前である場合
は、10分の2とする。

4. 組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
は10分の1とする。

5. 組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2とする。

（保険料の賦課額）

第20条 甲種組合員は、保険料として、次の区分による額と、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下、「介護納付金賦課被保険者」という。）一人につき、1,900円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

1. 甲種組合員1人につき23,000円
2. 乙種組合員1人につき11,000円
3. その他の被保険者1人につき
7,000円

3. 福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

福岡県薬剤師国民健康保険組合の一部を次のように改正する。

(地区)

第4条を次のとおり改める。

組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。

- 一 福岡県の区域内の市町村
- 二 佐賀県、大分県、熊本県及び山口県の区域内の市町村

(組合員及び被保険者の範囲)

第6条を次のとおり改める。

組合員は、第4条の地区内に住所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 福岡県薬剤師会会員である薬剤師(第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く)
- 二 福岡県薬剤師会会員であって第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業を営む者
- 三 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者

同条第3項中「薬局及び医薬品販売業に従事する者」を「薬局又は医薬品販売業を営む者」に改める。

(保険料の賦課額)

第16条第2項中「1人につき月額1,900円」を「1人につき月額2,100円」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の保険料については、なお、従前の例による。

組合規約改正対照表

改 正 案	現 行
(地区) 第4条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。 一 福岡県の区域内の市町村 二 佐賀県、大分県、熊本県及び山口県の区域内の市町村 (組合員及び被保険者の範囲) 第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 福岡県薬剤師会会員である薬剤師（第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く） 二 福岡県薬剤師会会員であって第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業を営む者 三 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者 2 (略) 3 甲種組合員は、福岡県薬剤師会会員である薬剤師、薬局又は医薬品販売業を営む者とし、乙種組合員は、甲種組合員に雇用されている者とする。 (保険料の賦課額) 第16条第2項 組合員は、保険料として、次の区分による額及び組合員と組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）1人につき月額2, 100円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。	(地区) 第4条 組合は、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び山口県の区域内の市町村の区域をその地区とする。 (組合員及び被保険者の範囲) 第6条 組合員は、福岡県薬剤師会会員である薬剤師、薬局及び医薬品販売業に従事する者並びにその薬局及び医薬品販売業に勤務する者で、第4条の地区内に住所を有する者とする。 2 (略) 3 甲種組合員は、福岡県薬剤師会会員である薬剤師、薬局及び医薬品販売業に従事する者とし、乙種組合員は、甲種組合員に雇用されている者とする。 (保険料の賦課額) 第16条第2項 組合員は、保険料として、次の区分による額及び組合員と組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）1人につき月額1, 900円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。